

政令第二百三十一号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十三号中「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同条第十七号中「第四十七条第七号」を「第四十八条第十号」に改める。

第二十六条中「三課」を「四課」に改め、
「施設整備官一人」を削り、
「施設計画課」を
「施設計画
施設整備

課

に改める。

課

第二十九条第一号及び第三号中「施設整備官」を「施設整備課」に改める。

第三十条を削る。

第三十一条の見出しを「（施設整備課の所掌事務）」に改め、同条中「施設整備官」を「施設整備課」に改め、同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（建設制度官の職務）

第三十一条 建設制度官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること（施設整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 建設工事の実施に関する制度に関すること。

第四十条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「八課」を「七課及び参事官一人」に、「東日本協力課」を「地方協力課」に改め、「西日本協力課」を削る。

第四十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四十二条第二号中「東日本協力課、西日本協力課」を「地方協力課」に改め、同条第三号中「第九条第二項」を「第九条」に改め、同条第五号中「総務課及び環境政策課」を「参事官」に改める。

第四十三条の見出しを「（地方協力課の所掌事務）」に改め、同条第一項中「東日本協力課」を「地方協

力課」に、「事務を」を「事務（沖縄協力課の所掌に属するものを除く。）を」に改め、同項第一号及び第二号中「東日本の地域の」を削り、同項第三号中「で東日本の地域に係るもの」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とする。

第四十六条第三号から第七号までを削り、同条を第四十五条とする。

第四十七条中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号から第十一号までを四号ずつ繰り上げ、第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第八号とし、第十六号を削り、同条第十七号中「並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分」を削り、同条を同条第九号とし、同条第十八号を同条第十号とし、同条を第四十六条とし、第四十八条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第四十八条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関すること（整備計画局及び地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（整備計画局、総務課、地域社会協力総括課及び在日米軍協力課の所掌に属するものを除く。）。

三 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

四 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措置（防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関するものを除く。）に関すること。

五 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

六 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

七 自衛隊法第一百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

八 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する

こと。

九 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に
関すること。

十 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に關すること。

十一 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若し
くは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に關する契約に關すること。

十二 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益に
ついて生じた損失の補償に關すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

十三 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用し
た場合における損失の補償に關すること。

附則第三項中「附則第十三項」を「附則第十一項」に改める。

附則第九項を削る。

附則第十項の表令和十四年三月三十一日までの間の項の前に次のように加える。

令和九年三月三十一日までの間

駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。

再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。

再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。

再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第十項を附則第九項とする。

附則第十一項中「第四十五条各号」を「第四十四条各号」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十二項を削る。

附則第十三項中「第四十七条各号」を「第四十六条各号」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十四項中「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

（地方協力局参事官の職務の特例）

13 第四十条の参事官は、第四十八条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間		事 務
令和十四年三月三十一日までの間		駐留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に関すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。
駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間		駐留軍用地跡地利用特別措置法第十条の規定による給付金及び駐留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。
沖縄振興特別措置法の一		同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四百条の規定が効力を有する間	
--	--

附則第十五項を附則第十四項とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年七月一日から施行する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

2 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ

る。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

3 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三本省内部部局の項中「施設整備官」を削る。